≪いわしんからの重要なお知らせ≫

平成 27 年 11 月 30 日

現在、県内においても<mark>ネットバンキング不正送金被害が発生</mark>しているとの情報があります。

ネットバンキングのご利用に際しては、パソコンに導入されたセキュリティソフトにより ネットバンキング利用前の全検索、最新版のOSやブラウザの利用、最低限の「利用限度額」 への設定変更、いわしんが無償提供する「ワンタイムパスワードやフィッシング対策ソフト」 を利用する等の、複合的な対策をおとりいただくようお願い申し上げます。

不正送金被害により生じた損害の補償につきましては、<u>お客さまのご利用環境やセキュリティ対策の導入状況、警察当局による捜査結果等を踏まえた個別検討</u>となりますが、<u>補償が</u> <u>減額される、もしくは補償されないこともありますのでご注意ください。</u>

【被害補償の対象外または補償額が減額される主な場合】

- ・お客様から被害調査のご協力が得られない、または警察に対して被害の事実説明を行っていただけない場合
- ・当組合が推奨するセキュリティ対策又は同等の効果のあるセキュリティ対策を実施されていない場合
- ・インターネットバンキングに使用するパソコンの基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている 各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- ・パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトや ウェブブラウザ等を使用し続けている場合
- ・インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合
- ・不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に、当組合へ事故の届出をしていただけなかった場合
- お客さまの故意また重大な過失による損害(過失については個別判断します)
- ・天変地異、戦争、内乱等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- ・端末機(パソコン等)および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- ・正当な理由無く、あるいは安易に他人に ID やパスワード等を回答してしまったことによって生じた損害
- ・お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した ID やパスワード等の盗用によって 生じた損害
- ・お客さまが他人に強要されたことによる不正使用の損害
- ・他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れられたパソコン等の不正使用によって生じた損害
- ・パソコンが盗難にあった場合において、ID やパスワード等をパソコンに保存していた場合